

入院時食事療養費について

今般、光熱水費および食材費等の高騰などを踏まえ、厚生労働省より食事療養標準負担額および生活療養標準負担額において改正が行われました。

70歳未満の人

区 分			標 準 負 担 額	
			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般（住民税課税世帯）			1食 510円	1食 550円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食 240円	1食 270円
		91日以上	1食 190円	1食 220円

70歳以上の人

区 分			標 準 負 担 額		
			令和 8 年 5 月 31 日まで		令和 8 年 6 月 1 日から
一般（ 住 民 税 課 税 世 帯 ）			1 食 5 1 0 円		1 食 5 5 0 円
住民税非課税世帯	過去 1 2 ヶ 月 の 入 院 日 数	90 日 以 下	1 食 2 4 0 円		1 食 2 7 0 円
		91 日 以 上	1 食 1 9 0 円		1 食 2 2 0 円
住 民 税 非 課 税 世 帯 （ 低 所 得 I ）			1 食 1 4 0 円		1 食 1 6 0 円

入院時生活療養費について（65歳以上の人）

A	医療の必要性の低い者	（平成29年10月1日から） 1日につき370円	（令和8年6月1日から） 1日につき 430円
B	医療の必要性の高い者※1 （指定難病患者は除く）	（平成30年4月1日から） 1日につき370円	（令和8年6月1日から） 1日につき 430円
C	指定難病患者※2	1日につき 0円	1日につき 0円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が認めるもの

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

第5条第1項に規定する指定難病の患者

2026年5月11日

医療法人甲聖会 甲聖会記念病院

病 院 長 三好 新一郎